

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

独立行政法人 国際協力機構
理事長 緒方貞子 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

木通澤克彦



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

児玉卓也



当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の一般勘定に係る勘定別財務諸表、すなわち、一般勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)及び勘定別附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)並びに一般勘定に係る勘定別事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び一般勘定に係る勘定別決算報告書について監査を行った。なお、勘定別事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、一般勘定に係る勘定別事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この一般勘定に係る勘定別財務諸表、一般勘定に係る勘定別事業報告書及び一般勘定に係る勘定別決算報告書(以下「一般勘定に係る勘定別財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、一般勘定に係る勘定別財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に一般勘定に係る勘定別財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が一般勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての一般勘定に係る勘定別財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、一般勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかつたとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、一般勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 一般勘定に係る勘定別財務諸表(勘定別利益の処分に関する書類(案)並びに関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の一般勘定の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 一般勘定に係る勘定別利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 一般勘定に係る勘定別事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人国際協力機構の一般勘定の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 一般勘定に係る勘定別決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上